

社会福祉 あきた

NO.
314
2010.7.15



【写真】
杉の木園 分場 丸木橋
(秋田市)のみなさん

みんなで作った、
自慢の豆腐やドーナツ。
「おいしいですよ。是非、どうぞ!!!」

特集

P2 秋田県地域福祉推進委員会の取り組み

～国・県・市町村に対する政策要望～

- P6 平成21年度 生活福祉資金の状況及び今後の運用について
- P8 平成21年度 秋田県社会福祉協議会事業報告及び決算
- P12 職場の研修、応援します！
- P13 福祉・介護分野における雇用拡大を目指して
- P14 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の相談窓口として「鹿角地区福祉生活サポートセンター」が新たに設置！

本会に災害遺児愛護基金事業が移管

- P15 新刊図書のご案内
- P16 皆様の善意



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

秋田県地域福祉推進委員会の取り組み

～国・県・市町村に対する政策要望～

秋田県地域福祉推進委員会（以下「委員会」）では、県民が抱える生活福祉課題や地域の福祉課題、制度・政策に関する調査研究を行い、具体的な提言や要望等をつうじ課題の解決を図ることを目的として、平成21年度に委員会組織と機能を再編しました。

昨年度の委員会では、保育所設置基準の廃止又は条例への委任とする第三次勧告や、子ども手当の財源を巡る私立保育所運営費の一般財源化の提案を受け、種別協議会と連携し、国・県・市町村に対して児童福祉施設の最低基準の堅持と私立保育所運営費の一般財源化の反対を陳情しています。

また、福祉関係団体から全県的に取り組むべき課題等を集約し、委員会では要望事項を取りまとめ、県及び市町村に対して政策要望を行い、5月19日に県健

康福祉部長等との意見交換会を催し、要望事項に対する一定の回答が得られました。

高齢福祉関係

○認知症高齢者の生活と介護実態調査の実施について

2015年には約250万人が認知症になると推計され、本県でも約23,000人が認知症になると予測されており、認知症高齢者を巻き込んだ不幸な事件も後を絶たない。

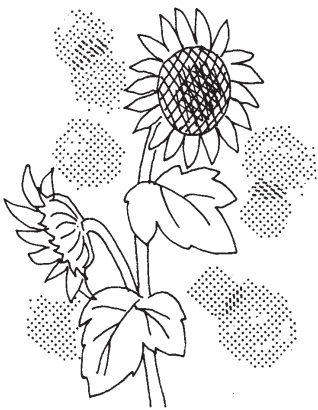
認知症高齢者の全体像を把握することで、今後の施設整備やサービス開発など受け皿の充実に寄与することが可能であり、保健・医療・介護・福祉の連携強化と家族の介護負担感の緩和、介護意欲の維持・向上のため、各市町村の実態把握と県民啓発活動など対応策の検討をお願いしたい。

【県長寿社会課の回答】

医師や介護職員に対する研修などのほか、認知症サポーター、キャラバンメイトの養成に取り組んでいる。

新たに「認知症コールセンター」の開設や、地域住民が協力して認知症の方や家族を支える体制づくりを全県的に波及させるため、湯沢市と羽後町をモデル地域として「認知症地域支援体制構築等推進事業」を進めている。

実態調査については、対象者が必ずしも医療機関を受診しているとは限らず、直ちに調査することは難しいが、上記事業等を通じて認知症の方の生活や介護実態等を把握しながら認知症対策を進めていきたい。



障害福祉関係

○地域自立支援協議会の実効性のある運営について

障害者等の地域での自立生活を支援するため、相談対応や困難ケースの調整、地域のネットワークづくりを協議する場として、市町村に地域自立支援協議会（以下「協議会」）の設置が求められている。

しかしながら、平成21年度末で未設置の市町村があり、設置済みの市町村でも取り組みに差があるなど、本来の役割・機能を十分に果たしていない状況が見受けられる。

市町村の責務として、地域の実情や障害者等の情報を的確に把握し、障害者等の自立生活を支援するため、協議会の設置と役割・機能の充実を図るための指導をお願いしたい。

【障害福祉課の回答】

協議会は平成21年度末で21市町村に設置済みで、22年度は1市1町に設置予定、未設置の1町1村にも設置を働きかけていきたい。

協議会の活性化については、第174回通常国会に提出している「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」で協議会を法的に位置づけており、可決すれば市町村の取り組みも変わると思うが、県では新たにアドバイザーを確保し、協議会の役割・機能を充実させていきたい。

※第174回通常国会において「障害者自立支援法改正法案」が衆議院で可決されるも、参議院で審議未了となり廃案。



○授産施設や就労支援事業者への支援について

授産施設や就労支援系事業所は、近年の不景気による企業倒産や規模縮小に伴い大きな打撃を受けており、利用者の工賃を上げるどころか維持できない状況にある。

国では、市町村の官公需と福祉施設の連携を示しているため、授産施設や作業所等への仕事が安定的に発注され、障害者の就労支援や工賃水準の向上につながるよう、県単独の「共同受注窓口組織」設置などの仕組みづくりと、県・市町村・関係機関等への指導をお願いしたい。

【障害福祉課の回答】

県単独での設置は難しいが、ブロック単位での設置の可能性を探るため時間をもらいたい。平成21年度から「障害者施設等工賃倍増支援事業」における「工賃向上アドバイザー派遣事業」で中小企業診断士を事業所に派遣し、「授産施設等活性化支援事業」では生産技術等のノウハウを持つスタッフを派遣しているため、今後も継続してい

きたい。

障害者自立支援の一環として、県とローソンが締結した「連携と協力に関する包括協定」において、ローソン新屋島木町店に授産施設製品を陳列しているため、この取り組みが全県的に広がることを期待している。

児童福祉関係

○児童虐待防止対策の充実について

秋田県要保護児童対策地域協議会で児童虐待に関する施策等を検討しているが、全国的に児童虐待が後を絶たない現状で、県段階での緊密な児童虐待防止ネットワークが必要である。

児童虐待防止法では住民の通告を義務付けているが、平成21年度に本県で通告に至ったケースは前年度から減少しており、ケースが潜在化していると考え

る。児童虐待の実態を広く県民に周知し、通告義務や人権に対する認識を深めるとともに、児童福祉施設職員のほか民生児童委

員等関係者による研修などを通じて、相談支援のスキルアップとネットワークづくりに努めながら、早期解決につなげるため、全県的な視点で児童虐待防止対策の充実をお願いしたい。

【子育て支援課の回答】

児童虐待のない社会を目指し、例年11月を児童虐待防止推進月間としてオレンジリボンキャンペーンを実施しており、街頭での「SOSカード」等の配布やイルミネーション看板の設置、情報誌、ラジオ放送などを通じた県民啓発に努めているため、今後も継続して取り組みたい。

昨年度は1回の研修だったが、今年度は県北・県央・県南3か所でシンポジウム形式での開催を予定している。

虐待者の半数が実母である実態を踏まえ、子育ての不安や悩みを軽減するため、親支援プログラム啓発事業として実施している「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」の補助対象を拡大し、児童虐待の未然防止につなげたい。

○児童福祉施設における「基幹的職員」の養成について

児童福祉施設では、子どもの抱える背景が多様化・複雑化し、心理的ケアや治療を要する子どもへの専門的なケア及び自立支援に向けた取り組みが求められている。

国では、支援にあたり一層の専門性が求められることにより、施設内のスーパービジョン体制を確立すべく「基幹的職員（スーパーバイザー）の配置」を進めている。

被虐待児やDV被害者、精神・人格障害者などを適切に支援するためには、自立支援計画の見直しや進行管理、関係機関や職員等の連携など、スーパービジョンを行う職員配置とスキルが欠かせないため、本県でも養成できるようお願いしたい。

【子育て支援課の回答】

国では、平成21年度から「基幹的職員研修事業」の創設と、研修講師を務める「指導者養成講習」を実施しているが、基幹的職員を養成するための指導者養成が先決である。

指導者養成研修は5コースを受講する必要があるため、今年度の受講状況をみながら平成23年度の予算確保に向けて要望し、早急に養成できるよう取り組みたい。

地域福祉・社会福祉協議会関係

○日常生活自立支援事業の専門員の処遇改善と増員について

本県では、専門員一人あたりの契約件数が平均約45件を抱え、国で示した一人あたりの件数35件を超えている。また、国では全市に基幹的社協を設置する方向を示しているものの、本県では13市のうち6市のみ設置にとどまっている。

専門員の処遇は、国では社会福祉士や精神保健福祉士等の国家資格を有する者として補助財源を確保しているが、本県では嘱託職員としての処遇のため、専門資格者職員の確保が難しい状況にある。

専門員が効率的に事業を進め、相談を受けやすい体制を確保するため、市単位の基幹的社協の

増設と、国家資格保有者を正規職員として確保できるよう処遇改善に向けた予算措置をお願いしたい。

【福祉政策課の回答】

平成11年度の事業開始時には大館、秋田、横手、平成19年に能代、21年に大仙、今年度は新たに鹿角市に増設しており、県としても重点事業として取り組みたい。

専門員一人あたりの件数が国で示す35件を超えているため、利用者数等の地域バランスを考慮しながら基幹的社協の増設と専門員の増員について検討していきたい。

専門員の処遇については、本県の厳しい財政状況もあるが、引き続き県社協と協議しながら検討していきたい。

○行政関係機関への社会福祉士任用の促進について

生活福祉課題が多様化・複雑化するなか、住民生活に直接関わる相談支援を行う行政機関や市町村社協への専門職の配置が

求められている。特に都市部においては児童相談所の児童福祉司だけでは対応できないケースが増え、社会問題となっている児童虐待は一向に後を絶たない状況にある。

社会福祉士には、県民の生活福祉課題やニーズに対応し、地域で安心して生活できる地域社会のネットワーク構築や、課題解決に向けた政策立案とその実践が求められている。そのため、行政・関係機関における社会福祉士の配置と、司法・労働・教



育など福祉の周辺分野においても社会福祉士の任用を促進するようお願いしたい。

【福祉政策課の回答】

県内行政機関で就労している社会福祉士の状況を調査した結果、県では社会福祉士を条件とした採用は行っていないが、非常勤で生活保護受給者の就労支援員を1名採用している。

市町村や公立施設などでは、16市町村で41名の有資格者が勤めており、司法福祉関係では矯正施設入所者の出所の後の社会復帰を支援する「地域生活定着支援事業」でも1名雇用している。

一方、教育福祉ではスクール・ソーシャル・ワーカーが4名おり、労働分野でも雇用労働相談員を設置しているが、社会福祉士を採用するまでには至っていない。

今後は、社会福祉士が活躍する場面が増えると思うが、財政的な制約も厳しさを増しているため、関係機関や社会福祉士会とも連携しながら働きかけていきたい。

委員会では、県への政策要望のほか、市町村に対する要望事項を県市長会、県町村会にも要望しました。

- ・災害等緊急時における要援護者の安否把握や避難等の支援体制構築について
- ・地域自立支援協議会の実効性のある運営について
- ・授産施設や就労支援事業者への官公需の促進について
- ・市町村における児童虐待防止体制の強化について
- ・市町村行政機関への社会福祉士任用の促進について

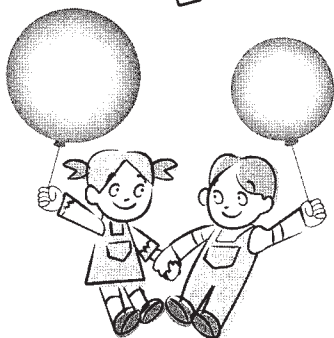


安心を支えます

ボランティア活動保険

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

<http://www.fukushihoken.co.jp>



特長

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償
- 熱中症(日射病・熱射病)による障害も補償
- ボランティア自身の食中毒や特定感染症も補償
- 地震など天災によるケガも補償(天災タイプご加入の場合)

ボランティア行事用保険

地域福祉活動の一環として行うボランティア活動に関する各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネージャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

年間保険料 | Aプラン...280円 Bプラン...420円 天災タイプもあります

※各プランの補償金額、補償内容などの詳細は、専用のパンフレットをご用意しておりますので、取扱代理店にお問合せください。

お申込み、お問合せはあなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
団体契約者 全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

<引受幹事保険会社> 日本興亜損害保険株式会社

平成21年度 生活福祉資金の状況及び今後の運用について

○昨年度の概要

現在、我が国では、厳しい経済情勢・雇用状況が続いており、国民からは緊急の雇用対策等が求められています。

そうした国民ニーズに対応するため、本事業の貸付要件の緩和、他機関との連携による利用者支援強化、制度周知の強化を行い、利用者にとってわかりやすく、かつ、利用者の資金ニーズに応じられるよう柔軟な貸付を目指し昨年10月1日から制度を大幅に改正しました。

また、制度改正に加え、ワンストップデイの実施、年末相談、高校授業料滞納への貸付など様々なニーズに緊急対応しました。

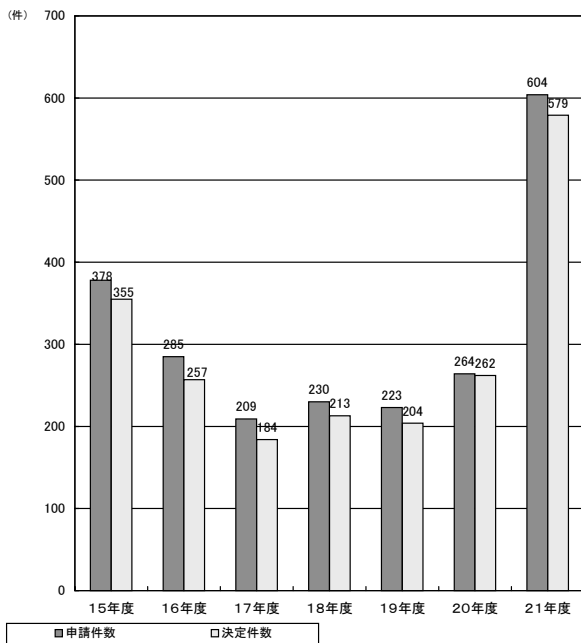
○利用実績から

平成21年度の申請件数(表1・2)は604件で申請額は約4億8900万円、貸付決定件数は579件で決定金額は約4億1900万円ですが、過去3年

は平均240件ほどで推移しており、昨年度の決定件数は、20年度の約2倍に上昇しました。上半期までは、前年度とほぼ同じ申請・貸付状況でしたが、制度改正後は相談や申請が急増し、近年にない貸付件数となりました。

資金種別でみると(表3・4)、教育支援資金が最も多く203件、次いで総合支援資金165件、緊急小口資金133件となっていますが、総合支援資金は半年間で165件の貸付であり、年度後半に急速に貸付が増えました。急増の要因としては、貸付要件の緩和(連帯保証人をつけなくとも申請可能、長期生活支援資金を除き、連帯保証人がつけば無利子、つかない場合は貸付利率が1・5%、償還期間の延長)が大きなものと考えられます。

生活福祉資金年度別申請・貸付件数状況(表2)



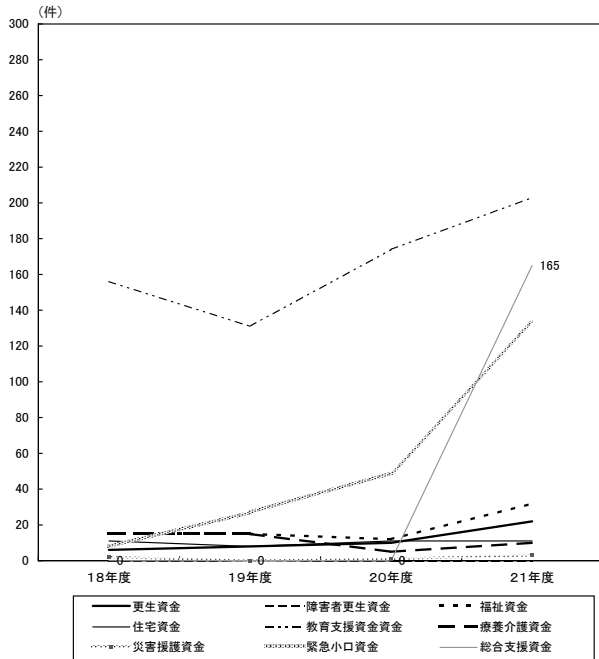
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
申請件数	378	285	209	230	223	264	604
決定件数	355	257	184	213	204	262	579

平成21年度 生活福祉資金貸付状況(表1)

		貸付申請状況		貸付決定状況	
		累計	累計	累計	累計
総合支援資金	生活支援費	137	125	137	125
	住宅入居費	5	5	5	5
	一時生活再建費	39	35	39	35
	合計	181	165	181	165
福祉資金	更生資金	4	3	4	3
	小計	7,077	2,477	7,077	2,477
	福祉資金	19	19	19	19
	小計	23,807	23,807	23,807	23,807
	福祉資金	23	22	23	22
	小計	30,884	26,284	30,884	26,284
	福祉資金	17	17	17	17
	小計	5,134	5,134	5,134	5,134
	福祉資金	18	15	18	15
	小計	26,338	21,288	26,338	21,288
教育支援資金	住宅資金	35	32	35	32
	療養介護資金	11	11	11	11
	災害援護資金	19,429	19,429	19,429	19,429
	緊急小口	10	10	10	10
	合計	5,677	5,677	5,677	5,677
教育支援資金	教育支援費	3	3	3	3
	就学支度費	1,280	1,280	1,280	1,280
	合計	137	133	137	133
総合計	合計	12,157	11,730	12,157	11,730
	合計	219	211	219	211
	合計	100,899	90,822	100,899	90,822
総合計	教育支援費	109	109	109	109
	就学支度費	146,982	145,770	146,982	145,770
	合計	95	94	95	94
総合計	合計	37,231	36,513	37,231	36,513
	合計	204	203	204	203
	合計	184,213	182,283	184,213	182,283
総合計		604	579	604	579
総合計		489,224	418,763	489,224	418,763

※資金貸付事業のうち、離職者支援資金と長期生活支援資金を含まない内容です。

生活福祉資金年度・資金別貸付決定件数の状況（表3）

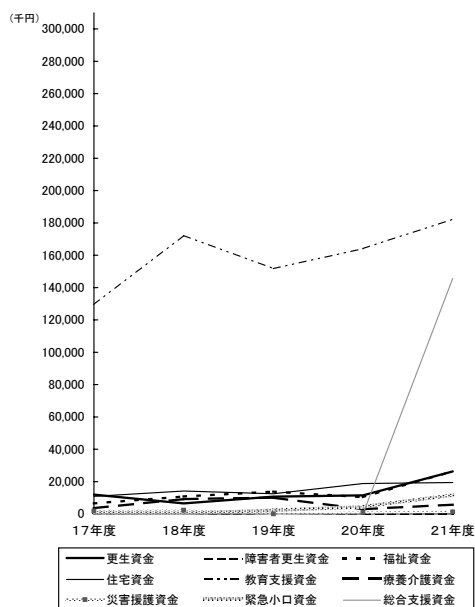


	18年度	19年度	20年度	21年度
更生資金	6	8	10	22
障害者更生資金	—	—	—	—
福祉資金	15	15	12	32
住宅資金	11	8	11	11
教育支援資金	156	131	174	203
療養介護資金	15	15	5	10
災害援護資金	2	0	1	3
緊急小口資金	8	27	49	133
総合支援資金	—	—	—	165
合計	213	204	262	579

○雇用状況と償還見通し
 昨年度の本資金の償還率は、27・5%と低く、失業や給与カットにより世帯収入が圧迫され、厳しい世帯収入の中で、子どもの教育費支出、住宅ローン支払いなどにより滞納となるケースが多く見られました。
 特に、総合支援資金の前身である離職者支援資金の昨年度の償還率は、16・1%と低く、総合支援資金の償還についても、償還開始時に再就職していれば問題は少ないと思われませんが、

現在の求人状況、雇用内容等を見ても厳しい状況がまだまだ続いており、償還については懸念される所です。
 ○効果的運用のために
 本資金の利用者に対する相談支援や関わりは、貸付相談を入口とし、申請手続きから償還完了までの長期間に及びます。関わりの中では、医療や介護、債務など様々な日常生活課題に応じるなど内容が多様多様かつ複雑です。世帯が根底に抱える

生活福祉資金年度・資金別貸付決定金額の状況（表4）



(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
更生資金	11,951	6,535	10,731	11,486	26,284
障害者更生資金	—	—	—	—	—
福祉資金	6,511	10,751	13,825	10,357	26,422
住宅資金	10,850	14,182	12,490	18,800	19,429
教育支援資金	129,528	172,214	151,772	164,155	182,283
療養介護資金	3,544	9,160	10,033	2,951	5,677
災害援護資金	1,800	2,350	0	900	1,280
緊急小口資金	690	400	2,246	4,405	11,730
総合支援資金	—	—	—	—	145,658
合計	164,874	215,592	201,097	213,054	418,763

生活課題を把握し課題解決につなげるためには、社協内の連携をはじめ、各種機関や他のサービス等へのつなぎやチームアプローチによる取り組みが重要です。
 そして、制度運用を安定させ効果的にするためには、本資金にかかわる県・市町村社会福祉協議会の事務局体制の強化（事務費の増や職員配置など）を早急に進める必要があります。
 各都道府県社会福祉協議会で、ブロック単位で協議を進め、

国や全国社会福祉協議会に対し、本資金貸付事業の法制化や事務局体制強化等の要望書を提出するなどし、本制度の推進体制強化に向け取り組みを進めている所です。



平成21年度

秋田県社会福祉協議会事業報告及び決算

法人運営の強化

平成21年度から5年間を展望した本会の新たな地域福祉活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」を策定するとともに、会員拡大に向けて「会員及び会費に関する規程」に特別会員制度を新設、新たに会員向け各種サービス（情報提供、割引制度）の充実を図りました。会員の拡大計画では初年度、対象施設・事業所の20%（105カ所）加入を目標としましたが、情報提供の不十分さなどにより会員加入のメリットを充分理解してもらえなかったこともあり10・3%（54カ所）にとどまりました。次年度以降、積極的な加入促進に取り組んでいきます。

I ささえあう福祉（住民参加による支え合いの地域づくりを目指して）

◆住民参加による地域の支え合いを目指した地域福祉トータルケア推進事業（以下、「トータルケア」という）は、モデル地

域の藤里町、美郷町、湯沢市社会福祉協議会（以下「社協」という）にはフォローアップ事業（共同募金配分事業）助成を、段階的取組地域の鹿角市、能代市、大仙市、八郎潟町、東成瀬村の5社協をステップアップ事業実施社協として指定し、県社協役員による支援を延べ42回実施しました。

◆基本調査による市町村社会福祉協議会が把握するボランティアは1,263団体、113,527人と、団体数・人数とも年々減少傾向にあります。

◆昨今、NPO等の新たな市民活動が活性化傾向にあり、地域福祉の推進組織である市町村社会福祉協議会の役割・機能の発揮やトータルケアの推進のなかで、住民参加やボランティア活動、NPOを含む市民活動団体との連携など、あらためてボランティアセンターのあり方が課題となっています。

◆また、大規模な自然災害（地震や水害）の防災・減災に向けて住民同士が互いに声を掛け

合うなど、日常的な支え合いに対する機運づくりが求められています。こうしたことから、シンポジウムを開催し、災害を切り口として地域づくりやボランティア活動の活性化など、住民意識の高揚に努めました。

II わかりやすい福祉（県民や会員に対する情報公開・情報提供機能の強化を目指して）

◆本会の事業や運営情報、福祉情報等の提供機能を高めるため、ホームページへの情報掲載や広報「社会福祉あきた」（4回）の発行のほか、試行的に「メールマガジン」による会員向けの情報発信を開始しました。

◆本会ホームページへのアクセス件数は、年間110,287件（前年対比約44%増）にのぼり、多くの方々に活用されていますが、トップページの見やすさ、検索のしやすさなど、局内スタッフによる検討をさらに進め、引き続き内容の充実を図ることとしています。特に、会員サービスの一環でもあるメールマガジンによる県内外の情報を5カ所（メール送信希望会員）

に発信しており、次年度も迅速な情報発信に努めていきます。

III みんので考える福祉（調査研究の取り組みの強化を目指して）

◆県民の生活福祉課題を広く把握するため、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、福祉団体等で組織する「地域福祉推進委員会」を設置、その内部委員会として、地域で潜在化しているニーズ把握や支援の在り方等を検討する「安心づくり（市町村総合相談・生活支援の仕組みづくり）検討委員会」、既存のサービス等になじまない日常生活上のちょっとした困りごとを地域住民等の協力により有償で支え合う仕組みづくりを検討する「地域の支え合いのしくみづくり検討委員会」、住民生活に身近な町内会等の小地域福祉活動の推進を検討する「自治会区福祉推進事業検討委員会」を設置し活動の在り方等をまとめました。

◆さらに、児童福祉施設の最低基準に関わる緊急課題については、県、市町村をはじめ、県議会や各政党等へ要望活動を行いました。

◆今後は、市町村を単位とする

地域福祉推進に向けて、一層の
関係機関の連携強化と協働活動
の充実を図るため、「市町村地
域福祉推進委員会」の設置を促
進するとともに、調査研究機能
を生かした政策提言活動の強化
が課題です。

IV 資質を高める福祉（フ） パワーカーの資質の向上（確保）

◆福祉保健研修事業では、経験
年数に基づく階層別研修を基本
とした22コース（24回／延べ開
催日数38日）の研修を実施し、
福祉保健従事者の資質向上及び
対人援助の専門職として必要な
知識・技術習得の機会を提供し
ました。

研修事業の受託以降、キャリ
アパスに応じた研修体系やカリ
キュラムの見直しが行われてい
ないため、次年度以降の大きな
検討課題です。

自主研修事業では、介護福祉
士及び介護支援専門員の資格取
得を目指す福祉保健従事者を対
象に準備講習会及び模擬試験を
実施しましたが、介護支援専門
員試験準備講習会の受講者が前
年度を大きく下回る結果となり、
実施時期等を含む内容の検討が
必要です。

一方、県の指定認知症介護研
修機関として引き続き認知症関
連の研修を実施し、従事者の資
質・専門性の向上を支援したほ
か、新たに業務経験2年未満を
対象に「認知症介護基礎研修」
を企画・実施し、期待される研
修ニーズに応えました。

◆福祉保健人材センターにおけ
る平成22年3月末現在の有効求
人倍率は1.06倍で、上向き傾
向にあるものの、介護職員・ホー
ムヘルパー・看護職員の3職種
で有効求人の73%を占めており、
依然として介護事業関連に偏っ
ている状況にあります。

また、昨今の雇用環境の悪化
に伴う緊急雇用相談として、毎
月第3土曜日に無料職業紹介の
窓口を開設し、来所や電話によ
る相談の強化を図りましたが、
相談者は少ない状況にあったた
め、次年度以降の対応を見直す
こととしました。

●緊急雇用対策の一環である
「福祉人材求人等開拓事業」で
は、就労コーディネート3名
配置、大館市と横手市（各社会
福祉協議会内）に就労サポーター
センターを設置し就労サポーター
を各1名配置しました。施設・
事業所の巡回訪問によって、9

77名の求人登録とインターネッ
トによる「福祉のお仕事」（福
祉人材情報システム）に新たに
131カ所が事業所登録される
など、掘り起こしを図りました。
●失業者・離職者の介護職への
就労支援を目的とした「介護職
へのキャリア転換就労支援事業」
では、47名が介護等事業所での
訓練を経て、うち28名を就職に
つなげることができました。

●非正規職員を求める事業所と
正規職員就労を希望する求職者
側のマッチングの難しさ、より
良い労働環境を求める従事者意
識の変化などに対応し、これか
らの福祉保健人材の確保を見据
えたアクションプランを検討・
策定しました。今後、4年間の
行動計画に基づき、積極的に推
進していきます。

V ともに歩む福祉 （社会福祉法人や多様な社会 福祉事業者・団体と連携によ る福祉基盤の充実を目指して）

◆市町村社会福祉協議会の個別
支援では、トータルケアの推進
や地域福祉活動計画策定への支
援など、個別に抱える課題に即
した支援を57回行いました。
また、「逆デイサービスモデ

ル事業（共同募金配分事業）」
では、仙北市・藤里町・美郷町
3社協を指定し、地域の施設と
連携を取りながら、施設利用者
と地域住民との触れ合いの場を
持つことができました。

さらに、市町村社会福祉協議
会連絡協議会と協働で、管理職
員向けセミナーを開催すると
もに、地域福祉の先進地視察研
修を通じて、本県のトータルケ
アの推進に向けて大きな教示を
得ることができました。

◆生活福祉資金は、21年度の貸
付件数617件（前年対比2倍）、
貸付額5億2千万円（前年対比
1.5倍）の決定がありました。
増加理由としては、昨年10月以
降の制度改正による無利子貸付
や利率の変更（3%から1.5
%に）及び緊急貸付できる範囲
の拡大によるものと考えられます。

一方、貸付世帯は生活基盤が
不安定な世帯が多いことに加え、
今日の経済・雇用状況の厳しさを
反映した離職、あるいは収入
減少により滞納に至っている状
況もあることから、償還率は27・
5%にとどまっています。

このままの貸付の増と償還の
停滞が継続すると、貸付原資の
不足や貸付利子を財源とする事

務費が影響を受ける懸念があることから、引き続き適切な資金運用に努めるとともに、市町村社会福祉協議会と一体となって償還指導に取り組み、債権管理の強化、滞納解消の強化に努めます。

◆社会福祉法人・福祉施設の経営指導事業においては、相談件数が平成20年度の282件に対し283件と前年度並みとなっています。相談内容は、会計に関するものが前年度より22件減少し、職員待遇に関する相談が前年度より25件増加しました。なかでも就業規則や管理規程に関するものが最も多く、規程の整備や内容の見直しが遅れている状況が明らかになりました。

また、健全経営の基盤づくりに向けて、自主監査事業の実施法人を初めて募集したところ、2法人から応募があり、会計・経理の適正化に貢献できました。引き続き事業を通じて実施法人・施設を支援してまいります。

VI 安心して利用できる福祉（権利擁護事業の推進と福祉サービス）の質の向上を目指して

◆日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）は、新た

に大仙仙北地区に基幹的社会福祉協議会を設置、県南地区の利用件数の緩和や相談・利用支援の充実につながりました。

相談件数の伸び（前年度対比11%増）に対し、新規契約件数は59件（前年度対比36%減）となりました。全国的に目安とされる専門員一人あたりの利用者件数を大幅に上回る本県の状況は、現在の基幹的社会福祉協議会数のままでは本事業を必要としている人への迅速・適切な対応が難しくなってきました。

基幹的社会福祉協議会と専門員の増は重要かつ緊急課題であり、引き続き県に要望し一層の充実強化に努めます。

◆福祉サービスの質の向上に向けた取り組みでは、「地域密着型サービス外部評価」機関として、認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）40カ所、小規模多機能型居宅介護事業所（小規模事業所）4カ所の評価を実施したものの、他評価機関の評価料金値下げの影響で、本会の実績が減る結果となりました。

また、「介護サービス情報の公表」調査機関としては、215カ所の調査を実施しました。

県条例による調査手数料の減額に対応し、調査員体制の見直しや調査方法の工夫によって大幅な減収には至りませんでした。

「福祉サービス第三者評価」機関については、本年度の実績はありませんでした。施設側の任意による受審、評価料金が高いことのほか、施設が第三者評価を受けられる体制にないことも要因と考えられることから、実態把握しながら、少しでも受審しやすい環境づくりに積極的に取り組みます。

VII 自立する福祉（事務局体制・財政基盤の強化を目指して）

局内スタッフによる四つの検討チーム（情報のあり方、市町村社会福祉協議会状況調査、サービス開発・自主財源確保、目標管理システム）を編成し、現状分析と改善に向けて取り組みました。特に、目標管理システムについては、事業（業務）ごとに管理シートを作成し、試行的にPDCAサイクルによる事業の活性化と職員の意識改革に取り組みました。各チームとも引き続き検討すべき課題があり、次年度以降も継続していくこと

としました。

また、自主財源確保の一環として、新たに特別会員を募集しましたが、会員向けサービスや各種割引制度導入の準備に時間を要したこと、合意を得る期間が短かったことなどにより会員加入目標を達成できなかったことから、本格的な加入促進は次年度への課題となりました。

財政基盤の強化に向けては、会員の拡大、自主企画事業の拡充などと併せ、事務の効率・省力化等による経常経費の削減にも一層取り組みます。

VIII 社会福祉会館の効率的な管理・運営を目指して

秋田県社会福祉会館の機能を活用した「会館まつり」、「思い出の映画ミニシアター」やスポーツ教室などを実施し、社会福祉会館の理解と利用促進に努めました。

また、社会福祉会館の老朽化に対応するため、県の大規模修繕2年次計画として電気・機械設備関係の改修工事を実施し、利用環境が一層整備されました。

こうしたなか、貸し会議室の利用件数は前年度対比3・9%の減、利用金額は前年度対比3

%減でした。大規模修繕等の影響のほか、経済状況の悪化に伴う企業等の展示ホールの利用の大幅減などが要因と考えられます。次年度も引き続き企業や団体への訪問活動やダイレクトメールなどにより一層取り組み、利用促進に努めていきます。

**IX 秋田県運営適正化委員会
事業の充実（秋田県福祉サービス相談支援センター）**

福祉サービスに関する苦情は前年度対比3・5%増の29件が寄せられ、申出人と事業者相互の関係改善を図るための助言で解決につなげました。

また、第三者委員未設置の事業所や新規事業所などを抽出し、事業所8カ所の巡回訪問を実施するとともに、事業所の苦情受付担当者等を対象に、事例研究を中心とする研修会の実施による意識啓発や適切な苦情解決の対応の充実を図りました。

さらに、「苦情事例の研究を行い、「苦情対応事例集」として2,400部を作成、事業所に配布し苦情対応の充実に努めました。

一方、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の運

営監視業務においては、定例報告や契約締結ケースの適正の検討のほか、基幹的社会福祉協議会等の現地調査を実施し、事業の適正さを検証しながら運営監視機能の強化を図りました。

X 秋田県福祉サービス第三者評価推進委員会

国から示された部分的な各評価項目の基準・着眼点の考え方の整理をはじめ、評価機関3年目の更新承認や評価調査者のフォローアップ研修を通じ、第三者評価基盤の確立に努めてきました。しかし、限られた財源の中での事業推進にとどまっております。財源確保も含めた今後の推進機構のあり方が大きな課題であることから、次年度に県と協議を進めることとしました。

なお、評価受審は事業所の任意のため今年度の評価実績は障害施設1カ所にとどまり、事業所の受審促進が課題となっております。引き続き、県・秋田市の指導監査担当とも連携を図りながら、第三者評価の意義や受審のメリットなどを共有しつつ、事業所の意識啓発に努めながら推進機構としての機能を一層発揮してまいります。

一般会計 貸借対照表

平成22年3月31日現在

(単位：円)

(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	65,367,761	1. 流動負債	12,971,651
現金	97,610	未払金	12,733,730
預金	64,192,161	預り金	237,921
未収金	1,001,000	2. 固定負債	180,435,979
前払金	76,990	全社協退職給与引当金	145,675,850
		福利協会退職給与引当金	34,760,129
		負債の部合計	193,407,630
2. 固定資産	241,698,341		
基本財産	3,000,000	(純資産の部)	
基本財産特定預金	3,000,000	1. 基本金	3,000,000
その他の固定資産	238,698,341	基本金	3,000,000
車両運搬費	219,164	2. 基金	30,000,000
器具及び備品	2,311,848	災害ボランティア基金	30,000,000
全社協退職共済預け金	117,886,200	3. その他の積立金	34,500,000
福利協会退職金給付資金預け金	34,760,129	事業振興準備積立金	19,500,000
事業振興準備積立特定預金	38,500,000	事業振興積立金	15,000,000
事業振興積立特定資産	15,009,000	4. 次期繰越活動収支差額	46,158,472
災害ボランティア基金積立預金	30,012,000	前期繰越活動収支差額	49,207,521
		当期活動収支差額	△3,049,049
		純資産の部合計	113,658,472
資産の部合計	307,066,102	負債及び純資産の部合計	307,066,102

一般会計 事業活動収支計算書

(自)平成21年4月1日 (至)平成22年3月31日

(単位：円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
会費収入	53,362,560	人件費支出	145,931,491
寄附金収入	4,822,906	事務費支出	6,810,306
補助金収入	42,024,000	事業費支出	58,258,343
助成金収入	7,169,400	分担金支出	1,409,400
受託金収入	113,933,352	助成金支出	65,942,700
事業収入	34,082,739	負担金支出	2,810,610
共同募金配分金収入	7,700,000	減価償却費	1,071,422
負担金収入	23,448,900	退職給与引当金繰入	12,555,106
雑収入	1,963,956		
事業活動収入計(1)	288,507,813	事業活動支出計(2)	294,789,378
事業活動収支差額(3)=(1)-(2)			△6,281,565
受取利息配当金収入	359,993	経理区分間繰入金支出	13,221,615
会計単位間繰入金収入	3,111,542		
経理区分間繰入金収入	12,926,802		
事業活動外収入計(4)	16,398,337	事業活動外支出計(5)	13,221,615
事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)			3,176,722
経常収支差額(7)=(3)+(6)			△3,104,843
特別収入計(8)	68,000	固定資産売却損及び処分損	12,206
特別収入計(8)	68,000	特別支出計(9)	12,206
特別収支差額(10)=(8)-(9)			55,794
当期活動収支差額(11)=(7)+(10)			△3,049,049
前期繰越活動収支差額(12)			49,207,521
当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)			46,158,472
基本金取崩額(14)			0
基本金組入額(15)			0
その他の積立金取崩額(16)			0
その他の積立金積立額(17)			0
次期繰越活動収支差額(18)=(13)+(14)-(15)+(16)-(17)			46,158,472

職場の研修、応援します！

研修促進で人材力アップ

職場研修への取り組みが進む一方で、研修担当者からは研修実施に關する様々な悩みが寄せられています。ここでは、職場研修推進の支援策として、研修費用の助成制度と実施のための資料活用について御紹介いたしますので、職場研修の計画と実施に御活用ください。

キャリア形成促進助成金 (訓練等支援給付金)

事業所の人材育成と職員のキャリア形成を支援するための助成金です。このうち、「訓練等支援給付金」は、専門的な知識・技能の習得を目的とした研修等を受講させる事業主にに対し助成されます。ただし、事業所の規模によって利用できない場合もあります。(規模の例：社会福祉法人の場合、職員100名以下の施設)

なお、助成を申請する場合は、あらかじめ独立行政法人雇用・能力開発機構秋田センターの受給資格認定を受けていることが必要です。

【受給資格認定要件】

(1) 雇用保険の適用事業所の事業主であること。

- (2) 職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任届を提出していること。
- (3) 労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画を作成していること。
- (4) 事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知していること。
- (5) 労働保険料を過去2年間以上滞納していないこと。
- (6) 過去3年間に雇用保険二事業に係るいずれの助成金についても不正受給を行ったことがないこと。
- (7) 訓練を受けさせる期間において、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払っていること。

【受給の例】

研修の形態	OFF-JT (※1) による10時間以上の研修
対象者	雇用保険の被保険者
支給内容	〈経費助成〉 研修参加に要した経費の1/3 (※2) 〈賃金助成〉 実施時間に応じ支払った賃金の1/3

※1 通常の勤務を離れて行う研修。
※2 事業所内で自ら行う場合は、部外講師の謝金・施設の借り上げ料・教材費等の運営費、事業所外の研修に参加した場合は、入学金や受講料が該当します。

●詳しくは独立行政法人雇用・能力開発機構秋田センターへお問い合わせください。(TEL 018-873-8036 業務課 助成係)

※複数事業所連携事業も職場研修に利用できます。補助要件に合わせて活用を御検討ください。

秋田県福祉保健人材・研修センター図書室

当センター図書室には、福祉保健に関する図書、ビデオ、DVD等資料があります。これらは福祉施設・事業所やその従事者へ閲覧・貸出しを行っており、職場内研修にも活用されています。利用されたい方は、センター職員にお話しください。来所による貸出しが原則ですが、遠方の方には送付による貸出しを行っております。(貸出し、返却に係る送料は御利用者負担) 詳細はセンターまでお問い合わせください。

【利用について】
利用時間：平日午前9時～午後5時
貸出：1回につき5点以内
貸出期間：14日間 (一部期間短縮)

【新規購入ビデオ・DVDから】

種別	書籍名	内容概要
VHS	福祉新入職員基礎研修シリーズ 全6巻 ※原則として貸出は7日間	第1巻 あすを拓く福祉-福祉職場へのオリエンテーション- 第2巻 福祉のこころを創る-よりよい福祉サービスをめざして- 第3巻 福祉の心構えと仕事の進め方 第4巻 福祉サービスを支える言葉づかいとマナー 第5巻 福祉サービスのきずなをつくるコミュニケーション 第6巻 福祉サービスを築くチームワーク
VHS	続・福祉新入職員基礎研修シリーズ 全2巻	第1巻 介護術アップに道 自己啓発・相互啓発のすすめ 第2巻 介護人の絆 メンバーシップとリーダーシップ
DVD	介護スタッフの接遇マニュアル 全1巻	介護現場で働いて、どうということ？ ・基本的な接遇マナー ・コミュニケーションスキル ・ケース別対応 こんな時どうしますか？

このほかの図書・ビデオ・DVD等につきましては、ホームページからご覧になることができ、送付貸出申込書もダウンロードできます。

●問い合わせ先
福祉保健人材・研修担当
(秋田県福祉保健人材・研修センター)
TEL 018-864-2775

福祉・介護分野における雇用拡大を目指して

平成22年度の福祉・介護人材確保に関する事業について

国では緊急雇用対策事業の一環として、福祉・介護人材を確保し雇用に結び付けることをねらいとした事業を積極的に行っているところですが、ここでは今年度、本会で行う関連事業を紹介します。

マッチング支援事業

近年、社会福祉法人等が実施する社会福祉事業所の中には勤務体系など労働環境が不十分であったり、職員のキャリアが業務や待遇に十分に反映されていない状況が見受けられます。

このような課題に対し、専門家が無料で施設等の現場に向き、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、労働環境の整備や、福祉・介護の人材確保と就労の定着を図ることを目的に実施します。
具体的な取り組みとしては、本会にキャリア支援専門員を配

置し、ハローワークと連携して求職者の相談や職業紹介を行うほか、社会保険労務士等の専門家を派遣し、事業所の労働環境の改善に向けた助言・指導もを行います。

事業実施については、本会にある福祉施設経営指導センターの公認会計士や社会保険労務士等をアドバイザーとして委嘱し、支援にあたります。

本事業に関する問い合わせ先

地域福祉部
福祉人材マッチング支援担当
☎018-864-2707

複数事業所連携事業

複数事業所連携事業は、5以上の福祉施設・事業所が連携（ユニット）して求人活動や職員研修（人材育成）等の事業を実施した場合に県が補助する事業です。

ユニットを形成できる施設・事業所は、利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下、在宅サービスで20人以下、または、運営している施設・事業所の種類・数が単一である法人の施設・事業所（ただし、訪問介護や通所介護などの事業所（定員20人以下）が併設されている施設は対象となる）です。

対象となる事業は、(1)介護従事者等の職員確保のための学校説明会や面接会、求人説明会等の求人活動、(2)施設・事業所の人材育成のための職員研修や人事交流等の事業、(3)その他福祉・介護人材の確保のため、知事が適当と認める事業、となります。

ユニットの募集は平成22年12月末日まで行っております。

本事業に関する問い合わせ先

地域福祉部
施設経営・団体支援担当
☎018-864-2715

職場体験事業

この事業は、福祉や介護の仕

事に関心を有する方に対して、福祉・介護の職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることで、県内の施設・事業所に従事する人材の確保を図ることを目的とし実施します。

対象者は、県内の福祉・介護の仕事に就職を希望する方、または関心のある方で県内の同一施設・事業所で5日以上（最大10日間）連続して体験が可能なお方となります。

本事業は、昨年度も11月から2月までの4ヵ月間実施し、49名が77カ所の福祉施設・事業所で体験活動を行いました。

参加者からは、「あらためて介護の仕事に就きたいと思った」「やりがいのある仕事であり、体験できてよかった」などの感想が寄せられています。

今年度は、実施期間を7月から12月までとし、100名の体験者を受け入れる予定です。

本事業に関する問い合わせ先

地域福祉部
福祉保健人材・研修担当
☎018-864-2880

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の相談窓口として 「鹿角地区福祉生活サポートセンター」が新たに設置!

鹿角市社会福祉協議会が県内6カ所目の基幹的社会福祉協議会(専門員が配置されて事業を実施する社会福祉協議会)になり、相談窓口として鹿角地区福祉生活サポートセンターが設置されました。

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が弱まった方の「福祉サービスを利用する権利を守ること」を目的として、平成11年10月にスタートしました。

この制度では、判断能力の弱まった方が、住み慣れた地域で自立した生活を安心して送れるよう次の3つのサービスを提供しています。

- ①福祉サービスの利用の援助
福祉サービスについての情報提供や助言、利用手続きの相談をお受けします。
 - ②日常的な金銭管理サービス
福祉サービスの利用料や公共料金、医療費等の支払い、日常生活に必要な生活費の払戻しを行います。
 - ③書類等の預かりサービス
預貯金通帳や印鑑、定期預金証書などの大切な書類をお預かりします。
- ※①を基本として、②と③を利用することができます。

本会では実施主体として、鹿角市・大館市・能代市・秋田市・大仙市・横手市の社会福祉協議会に事業を委託し、4月末現在で228名の方が利用しています。

この事業では、利用者の立場に立って生活課題をお聞きし、福祉的・金銭的側面からどのような援助が必要かを一緒に考え、支援していくため、より身近な生活圏域に相談窓口を置くことが求められています。



本会に 災害遺児愛護 基金事業が移管

このたび、財団法人秋田県災害遺児愛護会の解散に伴い、6月14日から業務の全てを本会で受けることとなりました。

秋田県内における交通事故亡事故は関係団体等の御努力・県民の意識向上によりここ最近では微減の傾向にあります。しかしながら、事故で保護者を失い、まだまだ助けを必要としている子どもたちが大勢いることも事実です。

子どもたちの未来のために、本会としても努力してまいりますので、関係者の皆様の御支援・御協力をお願いいたします。

◆書籍新刊

・第10版社会福祉法人会計基準
関係資料集

厚生労働省から、社会福祉法人会計に関する通知が数多く発出されている中、それらをわかりやすく分類整理し、まとめたものです。

B5判615頁
定価2,205円

・私たちの指導計画2010

0・1・2歳児

全社協での人気ランキング1位！
H21「保育の友」連載「私たちの指導計画」から、年間・月間指導計画、保育のポイント、保育のエピソード、実践記録、保育のヒントを年齢別にまとめた保育関係者必携の1冊。新保育所保育指針を踏まえた取り組みを紹介。

B5判144頁
定価1,050円

・保育年報2010

少子化対策が国の最重要課題とされるなか、「子ども・子育てビジョン」や「子ども・子育て新システム」の基本的方向をはじめ、保育制度改革の論点を踏まえながら、保育所環境整備、保育所保育指針の施行、家庭支援など今後の保育所の役割について実践者・学識者の意見を紹介。制度政策の動向と現場の課題を的確につかむ1冊となっています。

A4判213頁
定価2,310円

・改訂5版・保育士養成講座第6巻 小児栄養

栄養学、食品学の基礎知識や乳幼児の栄養と食生活の重要性に触れ、保育所での食事について正しい知識を習得するうえで最適な1冊。日本人の食事摂取基準2010年版に対応した改訂版。

B5判251頁
定価1,890円

◆おすすめ月刊誌

・月刊福祉8月号
(毎月6日発行)

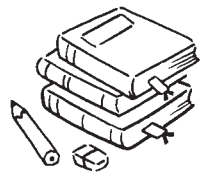
8月号は、成年後見の社会化に向けた課題と取り組みについて考察。

B5判104頁
定価1,020円

・保育の友8月号
(毎月8日発行)

8月号は、子どもの最善の利益に立った育ちの場の意義や価値、幼保一体化にあたってなお保育がめざすべきものについて考えました。

B5判76頁
定価610円



定期購読の申込みも承ります。なお、バックナンバーに関しては本会総務企画部までお問い合わせください。
☎018-864-2711

「社会福祉あきた」の表紙デザインが
新しくなりました！

「社会福祉あきた」の表紙デザインを、公募により今号から一新いたしました。

デザイン・内容ともに、関係者や会員の皆様に求められる、読みやすくわかりやすい広報を目指していきたいと思っております。今後ともよろしくお願いたします。



皆様の善意

【平成22年4月～6月末】

◎一般寄附◎

秋田県看護協会 様

2,748円

ダイドードリンコ

株式会社 様

18,345円

女子美術大学同窓会

秋田県支部 様

126,500円

秋田県商工会

女性部連合会 様

10,000円

匿名

10,000円



女子美術大学同窓会秋田県支部様からの寄附金贈呈式

◎指定寄附◎

災害遺児愛護基金事業へ

秋田県自動車販売店協会 様

26,900円

秋田県軽自動車協会 様

28,800円

◎物品預託◎

フットボールクラブ

誘惑の牙 様

ボール一式

千楽会 様

シャンソンコンサート

招待券 32枚

配分状況

◎各種大会等への助成◎

第63回全国盲人福祉大会

秋田大会へ

50,000円

皆様から寄せられた預託金等を次のように配分させていただきました。

◎物品配分◎

ボール一式を市内1カ所の児童養護施設へ

シャンソンコンサート招待券32枚を市内7カ所の社会福祉施設へ

善意の募りについて

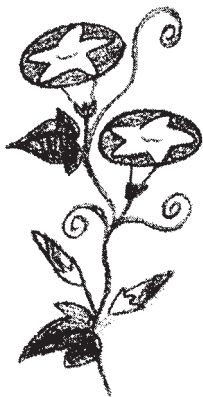
県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉への御寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動や障害者、ボランティア団体活動など社会福祉一般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会
総務企画部
秋田市旭北栄町1-5
☎018-864-2711



「がん」は治す時代へ。
アフラックの「がん保険」は もっとあなたを応援します!

Aflac

生きる気持ちに、本気で応える
アフラックの
がん保険

募集代理店 ナカイ株式会社 秋田支店

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F
TEL.018-866-1761(代) FAX.018-866-1762

お客様
相談窓口へ ☎ 0120-712-816



COROLLA
AXIO
期待どおりの安定感に
心が落ち着くカローラアクシオ。

PASSO

助手席リフトアップシート車
助手席リフトアップシート&
手動車いす用収納装置(電動式)



豊富なバリエーションで皆様のご要望にお応えいたします!!

トヨタカローラ秋田株式会社

秋田市寺内字神屋敷 295-37 ☎018-880-1500

カローラ秋田ホームページは [トヨタカローラ秋田](#) [検索](#)